



令和4年度 第4号

Ube Kyou-DO!

共同実施だより
令和5年1月11日発行

【発行責任者】
宇部市小・中学校事務共同実施会
統括長 藤井一憲

令和4年分 給与所得の源泉徴収票について



令和4年分 給与所得の源泉徴収票（以後、源泉徴収票）を受領後、別紙「源泉徴収票の見方」を参考に記載事項の確認をしてください。源泉徴収票は昨年末に提出された「年末調整申告書」に基づいて山口県が発行しています。不明な点やお気づきは事務担当者へお知らせください。

**扶養控除の誤り等により納付税額に不足があった場合、訂正を行わないままにしておく
不足税額の追徴と共に延滞税をかせられることとなりますので、必ずご確認をお願いします。**

※自分で税額を計算してみたい方は、国税庁発行の「年末調整のしかた」P34、P60を参考に計算してみてください。
※令和4年中に住宅ローンを組んでマイホームを取得した方や多額の医療費を支払った方は、確定申告されると所得税が還付される場合があります。

給与改定について



令和4年度給与改定等に係る改正がありました。

- 1 給料表の改定
- 2 勤勉手当の改定

支給期	現行	改正後
6月期	0.95 月分	1.00 月分
12月期	0.95 月分	1.00 月分
合計	1.90 月分	2.00 月分



既に支給済みの4月～12月の給与及び期末・勤勉手当については昨年の12月26日に差額として支給されています。

1月からは、改定後の給与で支給されます。気になる方は、事務職員に確認してみてください。

- 3 昇給制度の見直し

原則55歳を超える学校職員は特に良好な成績で勤務した場合に限り昇給させる。

- 4 施行期日

規則で定める日（令和4年12月26日）から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、3については、令和5年4月1日から施行する。

意見交換会



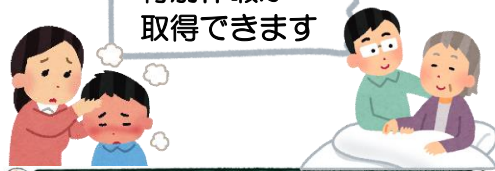
共同実施では市内各校からの意見を集約し、それを基に宇部市教育委員会の各課（学校教育課、学校給食課、教育支援課、教育施設課、教育総務課）と既存事務の改善に向けた意見交換会を行っています。

今年度の意見交換会でこちらから提案した一部を紹介します。

- 金融機関の硬貨取扱い手数料（手数料の無料化について）
- 就学援助費申請、自家用車公用使用届の様式変更
- 給食費の新規・更新延長・減免、いじめアンケートの電子化 etc.

みなさん、右表を見たことはありますか？この表は毎年4月に配られる「学校職員の勤務時間等の取扱いについて」にある特別休暇一覧です。

こんな時、特別休暇が取得できます



～子の看護(右表8の3)～
中学校就学の始期に達するまでの子の看護(予防接種、健康診断、感染症予防のための臨時休業を含む)

～短期の介護(右表8の4)～
2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話(対象者の範囲は介護休暇と同じ)

「学校職員の勤務時間等の取扱いについて」には、特別休暇以外にも勤務時間に関するについて書かれています。もう一度読み返してみるといいかもしれませんね。



特別休暇一覧

令和4年1月1日現在

号	項目【通称】	付与日数等	取得単位			備考
			1日	半日	1時間	
1	選挙権その他公権の行使	必要と認められる期間	○	○	○	
2	証人等として官公署へ出頭	必要と認められる期間	○	○	○	裁判員、証人、鑑定人、参考人等
3	骨髄移植の申出、提供	必要と認められる期間	○	○	○	登録の申出及び配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外への提供に伴う検査、入院等
3の2	社会貢献活動【ボランティア休暇】	一の年において5日の範囲内	○	△	△	暦日による
4	結婚	連続する7日の範囲内	○	△	△	週休日を除く/暦日による/範囲内での分割取得可
4の2	不妊治療	6日の範囲内 (体外受精及び顕微授精に係るものである場合は10日)	○	○	◎	※残日数をすべて使い切るときは、1時間未満の端数も使用可
5	出産予定【産前休暇】	出産予定日の8週間前から出産の日まで	—	—	—	多胎妊娠の場合は14週間
6	出産【産後休暇】	出産の日の翌日から8週間	—	—	—	
7	育児時間	必要と認められる期間				生後1年6月に達しない子の保育 ※1日2回各45分以内(まとめて90分以内)
8	妻の出産【出産補助休暇】	3日の範囲内	○	○	◎	出産に係る付添い、出生の届出等 ※4号の2と同じ
8の2	男性職員の育児参加	5日の範囲内	○	○	◎	妻の産前産後期間内(上記5、6号) 当該出産子又は小学校就学前の子の養育 ※4号の2と同じ
8の3	子の看護	一の年において5日の範囲内 (2人以上の場合10日)	○	○	◎	中学校就学の始期に達するまでの子の看護 (予防接種、健康診断、感染症予防のための臨時休業を含む) ※4号の2と同じ
8の4	短期の介護	一の年において5日の範囲内 (2人以上の場合10日)	○	○	◎	2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話(対象者の範囲は介護休暇と同じ) ※4号の2と同じ
9	忌引	別に定められた連続する日数の範囲内	○	△	△	桃柄等に応じて3日～10日/暦日による/ 範囲内での分割取得可
10	父母、配偶者及び子の追悼	1日の範囲内	○	○	○	
10の2	夏季休暇	一の年の7月から9月までの期間内において4日の範囲内	○	○	◎	※4号の2と同じ
11	災害時住居復旧	7日の範囲内	○	△	△	原則として連続する7暦日による/ 範囲内での分割取得可
12	災害又は交通機関の事故等による出勤困難	必要と認められる期間	○	○	○	
13	災害時の退勤途上における危険の回避	必要と認められる期間	○	○	○	
14	生理日【生理休暇】	1回につき3日の範囲内	○	△	△	暦日による/分割取得可
15	妊娠出産に係る保健指導、健康診査	必要と認められる期間	○	○	○	妊娠中又は産後1年以内 妊娠周期等に応じて休暇回数に制限あり
16	妊娠中の通勤緩和	1日を通じて1時間の範囲内			○	母体胎児の健康保持に影響がある場合
17	妊娠に起因する障害【つわり休暇】	14日の範囲内	○	○	◎	つわり、浮腫、蛋白尿、高血圧、静脈瘤等 ※4号の2と同じ

- *1 特に定める場合を除き、1日、半日又は1時間を単位として取得可能。
(「半日」単位での取得可否は、年次有給休暇の場合に準ずる。)
- *2 「半日」単位で取得した場合、「半日」を時間及び分単位に換算することはできない。
- *3 特に定める場合を除き、週休日、休日及び休日の代休日を含めて期間を計算する。
- *4 「号」は『学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則』第13条における号数を表す。
- *5 「一の年」とは、1月1日から12月31日までをいう。
- *6 「暦日による」とは、休暇を半日や時間単位で取得した場合でも1日として取扱うことをいう。

◎：積算(7h45mで1日に換算)
△：暦日による

来年度の学年会計について検討してみませんか？

少し早いですが、来年度の学年会計を就学援助の学用品費・通学用品費を参考に計画を立ててみませんか？下表金額を意識することで保護者の経費負担軽減、学校長送りの家庭へ学用品費の集金が発生しない等のメリットがあります。

令和5年度就学援助 (学用品費・通学用品費)	学年	小1	小2～6	中1	中2・3
	金額(年間)		13,230	15,500	25,040

就学援助制度とは？
経済的な理由で、給食費の支払いや学用品費等の購入が困難な、小・中学校に就学する児童生徒の保護者に対して、その費用の一部を助成する制度です。

校納金がこの金額内で収まるといいですね♪

